

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和7年10月17日

香川県知事 池田 豊 人

1 入札に付する事項

(1) 業務名

中讃流域下水道金倉川浄化センター下水汚泥処理業務委託（処分及び収集運搬）（その2）

(2) 業務内容

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 業務場所

中讃流域下水道金倉川浄化センター（仲多度郡多度津町堀江五丁目10番地1）

(4) 委託期間

令和8年2月1日から令和9年3月31日まで。ただし、(3)の業務場所からの下水汚泥の搬出期間は、令和8年2月1日から令和9年1月31日までとする。

(5) 電子入札に関する事項

本公告における調達は、原則として、かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札とし、特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）に従うこと。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。なお、紙入札方式参加届出書は、令和7年10月17日午前9時から同年11月21日午後4時までに、4に示した場所へ提出すること。

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子メールにより、下記メールアドレスに令和7年12月1日午後4時までに提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（中讃流域下水道金倉川浄化センター下水汚泥処理業務委託（処分及び収集運搬）（その2））」とすること。

提出先：gesuido@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書等の交付）

令和7年10月17日から同月30日まで（香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで

郵便番号760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県土木部下水道課 総務・管理グループ

電話番号087-832-3565 F A X087-806-0222

なお、メール（gesuido@pref.kagawa.lg.jp）による交付も可能とする。

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和7年10月17日から同月31日までに4に示した場所に対し文書で行うこと。（電子メールも可とする。）

回答は、令和7年11月6日から同月21日までの間（休日を除く午前8時30分から午後5時15分ま

で)、4に示した場所において閲覧に供するとともに、同月6日午後4時まで、本公告に係る入札説明書等の交付を受けた者全員にメールで送付する。

- 6 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否

可とする。ただし、郵便の場合は書留親展（簡易書留可）とし、信書便の場合は郵便における書留親展に相当する方法に限る。

- 7 入札及び開札を行う日時及び場所

- (1) 入札書等の提出

ア 電子入札システムによる場合

(ア) 提出期限 令和7年11月28日午前9時から同年12月1日午後4時まで

(イ) 提出方法 電子入札システムによる。

イ 紙入札方式による場合（入札書等を持参する場合）

(ア) 提出日時 令和7年12月1日午後1時から午後4時まで

(イ) 提出場所 4に示した場所

ウ 紙入札方式による場合（郵便又は信書便による場合）

(ア) 受領期限 令和7年12月1日午後4時（必着）

(イ) 送付先 4に示した場所

エ 入札書等の全ての書類がそろっていない場合は、失格とする。

- (2) 開札

ア 日時 令和7年12月2日午前10時

イ 場所 4に示した場所

- 8 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和7年11月21日午後4時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を、4に示した場所に提出すること。

- 9 入札者の参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 入札者の構成等

入札者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく産業廃棄物処分業の許可を受けた業者（以下「処分業者」という。）と廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者（以下「収集運搬業者」という。）により構成されるグループ又は産業廃棄物処分業の許可及び産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた単独の業者とし、グループで応募する場合は、次の要件を満たすこと。

ア 廃棄物処理法に基づく処分業者を代表者とし、代表者が落札者決定までの手続を行い、全ての責任を負うこと。

イ 10の手続において、入札者の構成員を明らかにすること。

ウ 入札参加確認を受けた後に、入札者の構成員を変更することは認められない。

エ 入札者の構成員は、入札者又は他の入札者の構成員になることができない。

- (2) 単独の業者及びグループの構成員に求める要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。なお、A級に格付けされていない者にあつては、令和7年11月7日までに香川県総務部総務事務集中課に競争入札参加資格審査の申請を行い、同月21日までにA級の格付けを得ること（当該申請書を提出する際には、中讃流域下水道金倉川浄化センター下水汚泥処理業務委託（処分及び収集運搬）（その2）に係る入札に参加する旨を申し出ること。）。

郵便番号760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県総務部総務事務集中課 物品調達グループ

電話番号087-832-3631 F A X087-833-0352

ウ 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を現に受けていない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

（ア）会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者

（イ）民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

オ 本公告に係る入札説明書等の交付を受けた者であること。

10 入札参加資格の確認等

（1）入札に参加を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

ア 入札参加資格確認申請書

イ 下水汚泥の処分方法等届出書

下水汚泥の処分方法については、次の方法のうちのいずれか1つを選択して届け出るものとする。

（ア）最終処分（有効利用（緑農地利用、エネルギー利用又は建設資材利用のことをいう。以下同じ。）の方法により処分するものに限る。）

（イ）中間処理（最終処分を有効利用の方法により処分するものに限る。）

なお、（イ）中間処理を選択する場合は、最終処分（有効利用の方法により処分するものに限る。）を行う処分業者を併せて届け出るものとする。

ウ 共同入札願

9の（1）のイに関し、「業務名」、「構成員」及び収集運搬業者が複数となる場合はその「運搬区間」を記載した書類

エ 1に示す業務を履行することができることを確認できる書類

（ア）処分業者 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業許可証の写し（イで（イ）中間処理を選択した場合は、最終処分を行う処分業者に係る当該許可証の写しを含む。）

（イ）収集運搬業者 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業許可証の写し（産業廃棄物の積卸し及び積替えを行う区域を管轄する許可権者の発行した許可証の写し全て）

（2）提出方法

（1）のアについては、電子入札システムによる入札を希望する者は、電子入札システムにより提出し、紙入札方式による入札を希望する者は、持参又は郵便等による送付により提出すること。

（1）のイからエまでについては、持参又は郵便等による送付により提出すること。

（3）提出期間

令和7年10月17日午前9時から同年11月21日午後4時まで（郵便等により提出する場合は、同

日午後4時までに必着のこと。)。ただし、持参による提出については、休日を除く。

(4) 提出場所

4に示した場所

(5) 入札参加資格が認められなかった者については、無効通知書を送付するものとする。

11 入札者に要求される事項

(1) 入札書に記載する金額は、トン当たりの処分費及び収集運搬費の合算額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書に記載する金額は、100円未満の端数は認めない。

(3) 入札者は、入札に際し、処分業と収集運搬業（構成員が複数となる場合は、構成員ごと）のそれぞれの入札金額を明らかにした内訳書を入札書に添付して提出するものとする。なお、入札書の金額と内訳書の内容が一致しない場合は、当該入札は、失格とする。内訳書を提出しない場合又は内訳書の記載内容に不備があつて必要事項を確認し難い場合等その内容に妥当性を欠くと認められる場合は、当該入札は、無効とする。

12 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

13 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

14 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱に基づき公表する。

15 契約締結の期限

落札者（落札者の構成員を含む。）は、県から契約書案の送付を受けた日から5日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

16 予約完結権の譲渡の禁止

落札者（落札者の構成員を含む。）は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

17 契約の締結

当該入札に付する業務に係る委託契約の締結については、10の(1)のウの書類に記載されたグループの構成員とそれぞれ処分又は収集運搬に係る契約を締結するものとする。なお、落札者が単独の業者である場合は、この限りでない。

18 その他

- (1) 詳細は、入札説明書等による。
- (2) 落札者（落札者の構成員を含む。）が正当な理由がなく契約を締結しないときは、香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく措置を講じる場合がある。